

表2-36 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度	20	21	22	23	24
富山地域	富山市	富山岩瀬	0.010	0.010	0.009	0.010	0.008
		富山芝園	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008
		婦中速星	0.007	0.007	0.006	0.006	0.004
	滑川市	滑川上島	0.012	0.010	0.011		
		滑川大崎野	0.003	0.004	0.003		
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
		高岡本丸	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
		高岡波岡	0.007				
		高岡戸出	0.008	0.008	0.008	0.008	
	氷見市	氷 見	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	射水市	新湊三日曾根	0.009	0.008	0.009	0.008	0.007
		新湊海老江	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
小杉太閤山		0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	
新川地域	魚津市	魚 津	0.010	0.009	0.008	0.008	0.006
	黒部市	黒部植木	0.007	0.008	0.007	0.008	0.008
	入善町	入 善	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
小矢部・砺波地域	小矢部市	小 矢 部	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006
	南砺市	福 野	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
年平均値			0.008	0.008	0.008	0.008	0.007

注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。

注2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、高岡波岡については20年度末、滑川上島及び滑川大崎野については22年度末、高岡戸出については23年度末に測定を廃止しました。

表2-37 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

観測局			1日平均値の98%値 (ppm)					環境基準の適 (○)、否 (×)				
			0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること					20	21	22	23	24
項目			20	21	22	23	24	20	21	22	23	24
基準												
富山地域	富山市	富山岩瀬	0.022	0.023	0.024	0.023	0.020	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.022	0.025	0.022	0.022	0.021	○	○	○	○	○
		婦中速星	0.015	0.018	0.016	0.015	0.011	○	○	○	○	○
	滑川市	滑川上島	0.023	0.023	0.025			○	○	○		
		滑川大崎野	0.008	0.009	0.008			○	○	○		
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.017	0.017	0.019	0.017	0.014	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.024	0.026	0.030	0.024	0.022	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.017					○				
		高岡戸出	0.020	0.024	0.021	0.020		○	○	○	○	
	氷見市	氷見	0.011	0.012	0.017	0.013	0.010	○	○	○	○	○
	射水市	新湊三日曾根	0.024	0.025	0.025	0.022	0.021	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.021	0.020	0.021	0.019	0.018	○	○	○	○	○
小杉太閤山		0.021	0.023	0.022	0.022	0.020	○	○	○	○	○	
新川地域	魚津市	魚津	0.024	0.020	0.021	0.020	0.014	○	○	○	○	○
	黒部市	黒部植木	0.022	0.020	0.022	0.023	0.018	○	○	○	○	○
	入善町	入善	0.019	0.020	0.021	0.021	0.017	○	○	○	○	○
砺波地域	小矢部市	小矢部	0.017	0.022	0.023	0.018	0.018	○	○	○	○	○
	南砺市	福野	0.016	0.015	0.019	0.016	0.018	○	○	○	○	○

- 注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。
 2 環境基準の適 (○) とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppm から0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であることをいいます。
 3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、高岡波岡については20年度末、滑川上島及び滑川大崎野については22年度末、高岡戸出については23年度末に測定を廃止しました。

表2-38 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：mg / m³）

観測局		年 度	20	21	22	23	24
富山地域	富山市	富山水橋	0.015	0.013	0.014	0.013	0.013
		富山岩瀬	0.020	0.015	0.014	0.013	0.013
		富山芝園	0.019	0.015	0.016	0.013	0.014
		富山神明	0.016	0.013	0.014		
		富山蜷川	0.017	0.014	0.014	0.014	0.014
		婦中速星	0.017	0.013	0.014	0.013	0.014
	滑川市	滑川上島	0.015	0.012	0.013	0.013	0.012
		滑川大崎野	0.015	0.012	0.013	0.013	
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.017	0.015	0.020	0.018	0.018
		高岡能町	0.015	0.016	0.016		
		高岡本丸	0.021	0.018	0.018	0.017	0.017
		高岡波岡	0.018				
		高岡戸出	0.015	0.013	0.012	0.014	0.013
		福岡	0.018				
	氷見市	氷見	0.016	0.015	0.018	0.019	0.016
	射水市	新湊三日曾根	0.023	0.018	0.018	0.012	0.017
		新湊海老江	0.017	0.016	0.016	0.016	0.015
		新湊今井	0.020				
小杉太閤山		0.016	0.014	0.017	0.016	0.016	
新川地域	魚津市	魚津	0.018	0.017	0.018	0.021	0.019
	黒部市	黒部植木	0.014	0.013	0.011	0.010	0.012
	入善町	入善	0.018	0.016	0.018	0.017	0.017
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.019	0.018	0.021	0.019	0.018
	小矢部市	小矢部	0.022	0.019	0.025	0.022	0.020
	南砺市	福野	0.024	0.020	0.024	0.021	0.022
年平均値			0.018	0.015	0.017	0.016	0.016

注1 測定は、β線吸収法によります。

2 高岡波岡、福岡及び新湊今井については20年度末、富山神明及び高岡能町については22年度末、滑川大崎野については23年度末に測定を廃止しました。

表2-39 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

			項目					1日平均値の2%除外値(mg / m ³)					短期的評価による適(○)、否(×)					長期的評価による適(○)、否(×)					
			基準					0.10mg / m ³ 以下であること															
観測局			年度					20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	
富山地域	富山市	富山水橋	0.040	0.035	0.045	0.034	0.038	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		富山岩瀬	0.054	0.042	0.043	0.030	0.038	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		富山芝園	0.049	0.039	0.048	0.035	0.039	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		富山神明	0.045	0.038	0.042			○	×	○			○	○	○			○	○	○			
		富山蜷川	0.049	0.041	0.045	0.038	0.042	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		婦中速星	0.047	0.040	0.041	0.034	0.039	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	滑川市	滑川上島	0.046	0.035	0.043	0.039	0.043	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		滑川大崎野	0.044	0.036	0.042	0.038		○	×	○	○												
	高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.041	0.037	0.052	0.038	0.049	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			高岡能町	0.039	0.039	0.049			○	×	○												
高岡本丸			0.051	0.046	0.051	0.041	0.047	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高岡波岡			0.044					○															
高岡戸出			0.040	0.037	0.043	0.037	0.036	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡			0.040					○															
氷見市		氷見	0.045	0.040	0.054	0.044	0.044	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		射水市	新湊三日曾根	0.055	0.043	0.050	0.032	0.046	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			新湊海老江	0.047	0.043	0.045	0.040	0.044	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			新湊今井	0.047					×														
小杉太閤山	0.043		0.039	0.049	0.041	0.043	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新川地域	魚津市	魚津	0.042	0.038	0.045	0.045	0.046	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	黒部市	黒部植木	0.041	0.034	0.038	0.030	0.039	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	入善町	入善	0.042	0.034	0.046	0.036	0.037	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.048	0.042	0.058	0.044	0.045	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小矢部市	小矢部	0.053	0.041	0.055	0.047	0.048	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南砺市	福野	0.047	0.040	0.054	0.043	0.047	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- 注1 測定は、β線吸収法によります。
- 2 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.1mg / m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg / m³以下であることをいいます。
- 3 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg / m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg / m³を超える日が2日間以上連続しないことをいいます。
- 4 高岡波岡、福岡及び新湊今井については20年度末、富山神明及び高岡能町については22年度末、滑川大崎野については23年度末に測定を廃止しました。

表2-40 光化学オキシダント濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度	20	21	22	23	24
富山地域	富山市	富山水橋	0.032	0.031	0.034	0.032	0.035
		富山岩瀬	0.032	0.033	0.036	0.032	0.035
		富山芝園	0.030	0.030	0.032	0.032	0.034
		富山神明	0.030	0.029	0.030		
		富山蜷川	0.031	0.030	0.035	0.031	0.034
		婦中速星	0.030	0.031	0.033	0.031	0.034
	滑川市	滑川上島	0.029	0.027	0.029	0.029	0.032
		滑川大崎野	0.035	0.037	0.038	0.038	
高岡射水地域	高岡市	高岡伏木	0.036	0.036	0.038	0.036	0.037
		高岡能町	0.030	0.031			
		高岡本丸	0.029	0.027	0.032	0.031	0.033
		高岡波岡	0.029				
		高岡戸出	0.030	0.030	0.033	0.031	0.033
		福 岡	0.029	0.030	0.031	0.030	0.030
	氷見市	氷 見	0.032	0.028	0.034	0.032	0.035
	射水市	新湊三日曾根	0.032	0.032	0.034	0.033	0.035
		新湊海老江	0.032	0.031	0.034	0.032	0.036
		新湊今井	0.029				
小杉太閤山		0.029	0.029	0.030	0.029	0.031	
新川地域	魚津市	魚 津	0.032	0.032	0.035	0.033	0.036
	黒部市	黒部植木	0.031	0.031	0.033	0.031	0.034
	入善町	入 善	0.031	0.031	0.034	0.032	0.034
砺波・小矢部地域	砺波市	砺 波	0.032	0.031	0.035	0.033	0.035
	小矢部市	小 矢 部	0.029	0.029	0.030	0.030	0.033
	南砺市	福 野	0.031	0.030	0.032	0.032	0.031
年平均値			0.031	0.031	0.033	0.032	0.034

注1 測定は、紫外線吸収法によります。

2 高岡波岡及び新湊今井については20年度末、高岡能町については21年度末、富山神明については22年度末、滑川大崎野については23年度末に測定を廃止しました。

表2-41 光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況

			1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない場合の割合 (%)				
			基準 0.06ppm以下であること									
観測局			20	21	22	23	24	20	21	22	23	24
富山地域	富山市	富山水橋	0.102	0.106	0.100	0.104	0.085	93.4	94.8	94.8	94.8	94.9
		富山岩瀬	0.097	0.105	0.098	0.105	0.085	94.5	94.0	93.2	94.7	95.3
		富山芝園	0.101	0.100	0.101	0.102	0.086	94.4	95.6	95.7	95.1	94.7
		富山神明	0.098	0.096	0.098			94.7	95.8	95.4		
		富山蜷川	0.100	0.090	0.104	0.099	0.092	94.2	96.4	93.9	95.4	95.2
		婦中速星	0.099	0.097	0.096	0.103	0.089	94.7	95.3	95.5	95.1	95.2
	滑川市	滑川上島	0.097	0.104	0.106	0.100	0.090	96.2	95.2	95.2	95.3	95.5
		滑川大崎野	0.104	0.105	0.109	0.102		95.9	92.7	93.2	92.2	
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.095	0.102	0.098	0.102	0.094	94.1	94.5	93.1	94.8	94.7
		高岡能町	0.094	0.097				95.9	95.5			
		高岡本丸	0.100	0.098	0.094	0.100	0.086	96.2	95.9	95.9	96.3	96.3
		高岡波岡	0.092					96.2				
		高岡戸出	0.101	0.097	0.097	0.099	0.089	94.6	95.2	94.6	95.5	95.0
		福岡	0.097	0.103	0.104	0.101	0.093	95.4	94.9	94.0	96.0	96.7
	氷見市	氷見	0.098	0.094	0.094	0.101	0.092	95.2	95.7	93.5	95.9	94.3
	射水市	新湊三日曾根	0.094	0.097	0.098	0.102	0.085	94.5	94.2	94.1	94.8	94.1
		新湊海老江	0.094	0.094	0.091	0.093	0.084	94.2	95.1	94.6	95.9	95.6
		新湊今井	0.095					95.7				
小杉太閤山		0.103	0.106	0.096	0.093	0.086	94.9	95.7	95.8	96.3	96.4	
新川地域	魚津市	魚津	0.102	0.108	0.095	0.098	0.090	95.2	95.2	93.5	95.0	94.9
	黒部市	黒部植木	0.097	0.106	0.094	0.099	0.086	96.1	95.4	95.4	96.4	96.8
	入善町	入善	0.097	0.106	0.095	0.103	0.088	96.6	95.6	95.9	96.3	95.8
砺波・小矢部地域	砺波市	砺波	0.101	0.096	0.096	0.098	0.087	95.8	95.8	94.8	96.0	95.1
	小矢部市	小矢部	0.093	0.098	0.096	0.102	0.094	95.0	95.2	94.6	96.1	94.6
	南砺市	福野	0.101	0.106	0.103	0.103	0.094	94.1	94.5	93.8	95.0	94.9

注1 測定は、紫外線吸収法によります。

2 高岡波岡及び新湊今井については20年度末、高岡能町については21年度末、富山神明については22年度末、滑川大崎野については23年度末に測定を廃止しました。

表2-42 炭化水素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppmC）

観測局			項目	年度		
				22	23	24
富山地域	富山市	富山岩瀬	非メタン炭化水素		0.17	0.15
			メタン		1.92	1.92
			全炭化水素		2.09	2.07
	婦中速星	婦中速星	非メタン炭化水素		0.07	0.06
			メタン		1.92	1.92
			全炭化水素		1.99	1.98
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	非メタン炭化水素	0.11	0.10	0.09
			メタン	1.85	1.83	1.84
			全炭化水素	1.96	1.93	1.93
	射水市	新湊三日曾根	非メタン炭化水素		0.12	0.11
			メタン		1.89	1.89
			全炭化水素		2.02	2.00
新川地域	魚津市	魚津	非メタン炭化水素	0.10	0.11	0.10
			メタン	1.88	1.88	1.90
			全炭化水素	1.99	1.99	2.00
砺波・小矢部地域	南砺市	福野	非メタン炭化水素		0.10	0.08
			メタン		1.91	1.91
			全炭化水素		2.01	1.99
平均			非メタン炭化水素	0.11	0.11	0.10
			メタン	1.87	1.89	1.90
			全炭化水素	1.98	2.01	2.00

注1 測定は、水素炎イオン化法によります。

2 高岡伏木及び魚津については22年度、富山岩瀬、婦中速星、新湊三日曾根及び福野については23年度から測定を開始しました。

表2-43 微小粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）
（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

観測局		22	23	24
富山地域	富山岩瀬			10.5
高岡・射水地域	高岡伏木			15.6
	小杉太閤山	13.4	12.7	12.8

- 注1 測定は、 β 線吸収法によります。
 注2 小杉太閤山については、環境省実施の「微小粒子状物質（PM2.5）モニタリング試行事業」により設置し、22年度から測定を開始しました。
 注3 富山岩瀬、高岡伏木については、24年度から測定を開始しました。

表2-44 微小粒子状物質に係る環境基準の達成状況

観測局	項目	1日平均値の98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			短期基準による 適(○)、否(×)			長期基準による 適(○)、否(×)		
		基準 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること								
	年度	22	23	24	22	23	24	22	23	24
富山地域	富山岩瀬			33.7			○			○
高岡・射水地域	高岡伏木			36.5			×			×
	小杉太閤山	36.0	33.8	34.7	×	○	○	○	○	○

- 注1 測定は、 β 線吸収法によります。
 注2 短期基準による適(○)とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。
 注3 長期基準による適(○)とは、1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。
 注4 小杉太閤山については、環境省実施の「微小粒子状物質（PM2.5）モニタリング試行事業」により設置し、22年度から測定を開始しました。
 注5 富山岩瀬、高岡伏木については、24年度から測定を開始しました。

表2-45 自動車排出ガス観測局の概要

(25年3月現在)

市	観測局	所在地	設置年度	調査機関	測定項目等
富山市	富山豊田	豊田町	5	市	<ul style="list-style-type: none"> ・一酸化炭素（非分散型赤外分析計を用いる方法） ・窒素酸化物（オゾンを用いる化学発光法） ・炭化水素（水素炎イオン化法） ・浮遊粒子状物質（β線吸収法） ・微小粒子状物質（β線吸収法） ・テレメータ化
	富山城址	本丸	47	市	
	婦中田島	婦中町上田島	3	市	
高岡市	高岡大坪	大坪町	16	県	
射水市	小杉鷲塚	鷲塚	3	県	
	小杉下条	橋下条	16	県	
黒部市	黒部前沢	前沢	3	県	
計	7				

- 注1 16年度に高岡広小路を廃止し、より交通量の多い一般国道8号沿線の状況を監視する高岡大坪を新設し、17年度から監視を開始しました。
- 2 16年度に小杉下条を新設し、17年度から監視を開始しました。

表2-46 自動車排出ガス観測局における測定結果の年度別推移（年平均値）

観測局		項目（単位）	年度	20	21	22	23	24	
富山県	富山	一酸化炭素 (ppm)		0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	
		一酸化窒素 (ppm)		0.016	0.014	0.012	0.012	0.11	
		二酸化窒素 (ppm)		0.021	0.019	0.019	0.018	0.018	
		窒素酸化物 (ppm)		0.036	0.034	0.030	0.030	0.028	
		非メタン炭化水素 (ppmC)		0.21	0.20	0.21	0.17	0.15	
		メタン (ppmC)		1.95	1.97	1.91	1.91	1.90	
	田	全炭化水素 (ppmC)		2.16	2.17	2.12	2.08	2.05	
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.028	0.021	0.020	0.021	0.019	
		一酸化炭素 (ppm)		0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	
		一酸化窒素 (ppm)		0.006	0.006	0.005	0.006	0.004	
		二酸化窒素 (ppm)		0.015	0.015	0.014	0.015	0.013	
		窒素酸化物 (ppm)		0.021	0.021	0.020	0.020	0.017	
	山	非メタン炭化水素 (ppmC)		0.13	0.10	0.10	0.18	0.11	
		メタン (ppmC)		1.88	1.89	1.89	1.92	1.91	
		全炭化水素 (ppmC)		2.01	1.99	1.99	2.09	2.02	
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.019	0.017	0.017	0.015	0.015	
		一酸化炭素 (ppm)		0.3	0.3	0.3			
		一酸化窒素 (ppm)		0.008	0.007	0.007	0.007	0.005	
市	中田島	二酸化窒素 (ppm)		0.015	0.015	0.016	0.014	0.012	
		窒素酸化物 (ppm)		0.023	0.022	0.023	0.022	0.017	
		非メタン炭化水素 (ppmC)		0.10	0.09	0.09			
		メタン (ppmC)		1.87	1.87	1.88			
		全炭化水素 (ppmC)		1.96	1.96	1.97			
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.019	0.016	0.016	0.016	0.013	
高岡市	高岡大坪	一酸化炭素 (ppm)		0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
		一酸化窒素 (ppm)		0.040	0.033	0.026	0.021	0.018	
		二酸化窒素 (ppm)		0.022	0.020	0.024	0.024	0.024	
		窒素酸化物 (ppm)		0.062	0.054	0.050	0.045	0.042	
		非メタン炭化水素 (ppmC)		0.21	0.15	0.15	0.13	0.13	
		メタン (ppmC)		1.80	1.88	1.90	1.90	1.91	
	水	射水	全炭化水素 (ppmC)		2.00	2.04	2.05	2.03	2.04
			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.023	0.020	0.023	0.021	0.021
			微小粒子状物質 (μg/m ³)					16.7	18.4
			一酸化炭素 (ppm)		0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
			一酸化窒素 (ppm)		0.005	0.005	0.004	0.005	0.004
			二酸化窒素 (ppm)		0.012	0.011	0.010	0.011	0.009
射水	小杉下条	窒素酸化物 (ppm)		0.017	0.016	0.014	0.016	0.013	
		非メタン炭化水素 (ppmC)		0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	
		メタン (ppmC)		1.93	1.93	1.95	1.94	1.94	
		全炭化水素 (ppmC)		2.04	2.03	2.05	2.04	2.04	
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.016	0.015	0.017	0.018	0.017	
		一酸化炭素 (ppm)		0.3					
黒部市	黒部前沢	一酸化窒素 (ppm)		0.008	0.008	0.009	0.010	0.012	
		二酸化窒素 (ppm)		0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	
		窒素酸化物 (ppm)		0.023	0.021	0.022	0.022	0.024	
		非メタン炭化水素 (ppmC)		0.09					
		メタン (ppmC)		1.99					
		全炭化水素 (ppmC)		2.08					
黒部市	黒部前沢	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.020	0.017	0.018	0.018	0.018	
		一酸化炭素 (ppm)		0.3					
		一酸化窒素 (ppm)		0.012	0.010	0.009	0.008	0.008	
		二酸化窒素 (ppm)		0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	
		窒素酸化物 (ppm)		0.028	0.025	0.024	0.023	0.021	
		非メタン炭化水素 (ppmC)		0.09	0.09				
年平均値	年平均値	メタン (ppmC)		1.92	1.92				
		全炭化水素 (ppmC)		2.02	2.00				
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.024	0.024	0.024	0.025	0.026	
		一酸化炭素 (ppm)		0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	
		二酸化窒素 (ppm)		0.016	0.015	0.016	0.015	0.014	
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.021	0.019	0.019	0.019	0.018	
微小粒子状物質 (μg/m ³)					16.7	18.4			

注1 測定は、一酸化炭素は非分散型赤外分析計を用いる方法、微小粒子状物質はβ線吸収法、その他の項目は一般環境観測局の測定方法と同じです。
 2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素を加えたものです。
 3 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンを加えたものです。
 4 小杉下条の一酸化炭素、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素並びに黒部前沢の一酸化炭素については20年度末、黒部前沢の非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素については21年度末、黒部前沢の一酸化炭素、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素については22年度末に測定を廃止しました。
 5 高岡大坪の微小粒子状物質については23年度から測定を開始しました。

表2-47 自動車排出ガス観測局における環境基準の達成状況

(1) 一酸化炭素

観測局	項目 基準	1日平均値の2%除外値 (ppm)					1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適(○)、否(×)				
		10ppm以下であること					無									
		年度	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23
富山市	富山豊田	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	富山城址	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	婦中田島	0.7	0.5	0.6	—	—	無	無	無	—	—	○	○	○	—	—
高岡市	高岡大坪	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
射水市	小杉鷺塚	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	小杉下条	0.5	—	—	—	—	無	—	—	—	—	○	—	—	—	—
黒部市	黒部前沢	0.5	—	—	—	—	無	—	—	—	—	○	—	—	—	—

- 注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法によります。
 2 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないことをいいます。
 3 小杉下条及び黒部前沢については20年度末、婦中田島については22年度末に測定を廃止しました。

(2) 二酸化窒素

観測局	項目 基準	1日平均値の98%値 (ppm)					長期的評価による適(○)、否(×)				
		0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること									
		年度	20	21	22	23	24	20	21	22	23
富山市	富山豊田	0.038	0.035	0.033	0.036	0.035	○	○	○	○	○
	富山城址	0.027	0.029	0.026	0.030	0.027	○	○	○	○	○
	婦中田島	0.025	0.029	0.029	0.027	0.025	○	○	○	○	○
高岡市	高岡大坪	0.039	0.036	0.043	0.042	0.040	○	○	○	○	○
射水市	小杉鷺塚	0.026	0.024	0.024	0.026	0.022	○	○	○	○	○
	小杉下条	0.024	0.029	0.027	0.027	0.028	○	○	○	○	○
黒部市	黒部前沢	0.029	0.028	0.030	0.028	0.026	○	○	○	○	○

- 注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。
 2 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であることをいいます。

(3) 浮遊粒子状物質

観測局	項目 基準	1日平均値の2%除外値 (mg / m³)					短期的評価による適(○)、否(×)					長期的評価による適(○)、否(×)				
		0.10mg/m³以下であること														
		年度	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23
富山市	富山豊田	0.057	0.045	0.049	0.040	0.045	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	富山城址	0.046	0.038	0.044	0.035	0.040	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	婦中田島	0.056	0.041	0.043	0.044	0.040	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡大坪	0.051	0.048	0.059	0.045	0.051	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
射水市	小杉鷺塚	0.045	0.039	0.046	0.043	0.047	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	小杉下条	0.044	0.038	0.045	0.041	0.042	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
黒部市	黒部前沢	0.053	0.048	0.051	0.046	0.054	×	×	○	○	○	○	○	○	○	

- 注1 測定は、β線吸収法によります。
 2 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.1mg / m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg / m³以下であることをいいます。
 3 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg / m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg / m³を超える日が2日間以上連続しないことをいいます。

(4) 微小粒子状物質

観測局	項目 基準 年度	1日平均値の98パーセントタイル値 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)		短期基準による 適 (○)、否 (×)		長期基準による 適 (○)、否 (×)	
		35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること					
		23	24	23	24	23	24
高岡市	高岡大坪	39.2	40.3	×	×	×	×

注1 測定は、 β 線吸収法によります。

2 短期基準による適 (○) とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。

3 長期基準による適 (○) とは、1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。

4 23年度から測定を開始しました。

表2-48 ばい煙発生施設数の年度別推移

種 類	年 度	20	21	22	23	24
ボ イ ラ ー		2,002	2,021	2,052	2,064	2,136
金 属 溶 解 炉		167	177	175	178	179
金 属 加 熱 炉		172	171	171	173	177
焼 成 炉 ・ 溶 融 炉		78	78	75	71	68
乾 燥 炉		100	96	94	96	95
電 気 炉		23	23	23	23	23
廃 棄 物 焼 却 炉		58	57	54	53	55
銅・鉛・亜鉛精錬用施設		3	3	3	3	1
塩素・塩化水素反応施設		58	59	59	57	57
ガ ス タ ー ビ ン		89	87	87	86	89
デ ィ ー ゼ ル 機 関		280	282	282	287	272
そ の 他		54	57	63	63	58
合 計		3,084	3,111	3,138	3,154	3,210

表2-49 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(25年3月31日現在)

市郡名	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																														
		1 ボ イ ー ラ ー	2 ガ 加 ス 発 熱 生 炉	3 焙 焼 炉 ・ 煨 焼 結 炉	4 転 溶 炉 ・ 鋇 平 炉	5 金 属 溶 解 炉	6 金 属 加 熱 炉	7 石 油 加 熱 炉	8 燃 焼 炉	9 成 融 炉	10 反 応 火 炉	11 乾 燥 炉	12 電 気 炉	13 廃 棄 物 焼 却 炉	14 銅 精 錬 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 設 施	19 塩 素 ・ 塩 化 水 素 等 設 施	21 複 合 肥 料 製 造 設 施	27 硝 酸 ・ 硫 酸 製 造 設 施	29 ガ ス タ ー ビ ン 機 関	30 デ ィ ー ゼ ル 機 関	31 ガ ス 機 関	計										
富山市	511	850	1	1	0	9	46	13	1	60	7	16	6	14	0	2	6	7	34	119	0	1,192										
高岡市	242	357	0	3	1	44	23	0	0	3	14	19	4	12	0	33	0	0	14	32	0	559										
魚津市	47	59	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	21	0	0	9	12	0	104										
氷見市	43	43	0	1	0	16	2	0	0	0	0	7	0	6	0	0	0	0	6	0	0	81										
滑川市	32	59	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	10	0	75											
黒部市	57	125	0	0	0	18	17	0	0	0	7	0	1	1	0	0	0	3	27	0	199											
砺波市	69	90	0	0	0	13	9	0	0	0	6	0	5	0	0	0	0	17	7	0	147											
小矢部市	50	66	0	0	0	2	3	0	0	3	0	8	0	1	0	0	0	1	6	0	90											
南砺市	75	119	0	0	0	1	7	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	10	0	142											
射水市	106	206	0	0	0	35	64	0	0	0	10	12	8	0	1	0	0	5	28	3	372											
中新川郡	55	96	0	0	0	28	5	0	0	1	0	12	1	5	0	0	0	2	4	0	154											
下新川郡	34	66	0	0	0	13	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	11	0	95											
合計	1,321	2,136	1	5	1	179	177	13	1	68	21	95	23	55	1	57	6	7	89	272	3	3,210										

表2-50 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(25年3月31日現在)

市郡名	工場・事業場数	粉じん発生施設数					計
		堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破砕機 摩砕機	ふるい		
富山市	70	117		68	82	16	283
高岡市	36	42		72	30	2	146
魚津市	18	9		0	12	1	22
氷見市	10	10		25	7	4	46
滑川市	8	12		8	7	1	28
黒部市	10	22		24	25	8	79
砺波市	11	20		16	12	4	52
小矢部市	24	33		12	22	9	76
南砺市	25	26		42	15	4	87
射水市	22	48		73	7	2	130
中新川郡		22	25	40	46	13	124
下新川郡		12	14	45	24	4	87
合計		268	378	425	289	68	1,160

表2-51 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）排出施設の届出状況

(25年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	VOC発生施設数									計
		1 化学製品製造用乾燥施設	2 吹付塗装施設	3 塗装用乾燥施設	4 接着用乾燥施設 (印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用)	5 接着用乾燥施設 (4項・木材・木製品製造用を除く)	6 オフセット輪転印刷用乾燥施設	7 グラビア印刷用乾燥施設	8 工業用洗浄施設	9 貯蔵タンク	
富山市	4	1	2	1	2	2	0	2	0	0	10
高岡市	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滑川市	2	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4
黒部市	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
砺波市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小矢部市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
南砺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
射水市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中新川郡	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4
下新川郡	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
合計	13	4	4	1	9	5	3	2	0	0	28

表2-52 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事等作業の届出状況（24年度）

	除去		囲い込み	封じ込め	計
	解体	改造・補修	改造・補修	改造・補修	
富山市	36 (49)	24 (8)	0 (0)	1 (1)	61 (58)
高岡市	16 (10)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	19 (12)
魚津市	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
氷見市	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
滑川市	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
黒部市	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
砺波市	2 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
小矢部市	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
南砺市	7 (4)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (5)
射水市	15 (2)	10 (5)	0 (0)	0 (0)	25 (7)
中新川郡	5 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (4)
下新川郡	5 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)
計	96 (78)	46 (19)	0 (0)	1 (1)	143 (98)

注 () は立入件数。

表2-53 大気関係立入調査状況（24年度）

区分	業種	繊維工業	食料品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油製品製造業・石炭業	プラスチック製品業	窯業・土石製品業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	生産用機械器具業	製業務用機械器具業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	輸送用機械器具業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	（サービスの業等）他	合計
		基準の適合状況	ばいじん			1 (1)						1 (1)						2 (3)	1 (1)	
	有害物質及び有害ガス			1 (1)	11 (128)					1 (1)				5 (224)		2 (16)	2 (3)	1 (1)		23 (374)
	VOC施設				4 (5)		3 (3)			1 (1)					1 (1)					9 (10)
	小計	0 (0)	0 (0)	2 (2)	15 (133)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	5 (224)	1 (1)	2 (16)	4 (6)	2 (2)	0 (0)	37 (390)
届出確認	ばい煙発生施設	1 (7)	1 (1)	4 (11)	12 (81)	3 (6)			1 (1)	1 (32)	1 (29)	1 (1)	1 (1)	3 (38)		1 (12)		1 (9)	31 (61)	62 (290)
	堆積場等の粉じん発生施設							10 (112)												10 (112)
	小計	1 (7)	1 (1)	4 (11)	12 (81)	3 (6)	0 (0)	10 (112)	1 (1)	1 (32)	1 (29)	1 (1)	1 (1)	3 (38)	0 (0)	1 (12)	0 (0)	1 (9)	31 (61)	72 (402)
合計	1 (7)	1 (1)	6 (13)	27 (214)	3 (6)	3 (3)	10 (112)	1 (1)	1 (32)	4 (32)	1 (1)	1 (1)	8 (262)	1 (1)	3 (28)	4 (6)	3 (11)	31 (61)	109 (792)	
指導件数		1		1	2		8				1	1							23	37

注 数字は工場・事業場数、（ ）は施設数

表2-54 大気汚染緊急時の措置

物質	区分	措 置		
		一 般	緊 急 時 協 力 工 場	自 動 車 等
硫 黄 酸 化 物	情 報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請	
	注意報	//	・ 通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減するよう勧告	
	警 報	//	・ 通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減するよう勧告	
	重 大 警 報	//	・ 硫黄酸化物排出許容量の80%以上削減するよう命令	
オ キ シ ダ ン ト	情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請 ・ 次の事項について注意するよう周知 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外になるべく出ないようにする (2) 屋外運動はさしひかえるようにする (3) 光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの厚生センター（保健所）に連絡する 	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	//
	警 報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の30%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	//
	重 大 警 報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請

物質	区分	措 置		
		一 般	緊 急 時 協 力 工 場	自 動 車 等
浮遊粒子状物質	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	
	重大警報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請
二酸化窒素	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう勧告	
	重大警報	//	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請

表2-55 公共用水域の水域別測定地点数（24年度）

区分	水 域 名	水域数	測 定 地 点 数			
			富 山 県	富 山 市	国土交通省	計
河 川	阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川	4	5 (5)			5 (5)
	小矢部川	1	5 (5)		3 (3)	8 (8)
	庄川	1	1 (1)		2 (2)	3 (3)
	内川、下条川、新堀川（主幹排水路を含む。）	3	6 (4)			6 (4)
	神通川（運河を含む。）	1		9 (6)	5 (5)	14 (11)
	常願寺川	1			3 (2)	3 (2)
	白岩川	1	4 (3)	1 (1)		5 (4)
	上市川、中川、早月川、角川、鴨川、片貝川	6	9 (8)			9 (8)
	黒部川	1			1 (1)	1 (1)
	黒瀬川、高橋川、吉田川、入川、小川、木流川、笹川、境川	8	10 (10)			10 (10)
小 計	27	40 (36)	10 (7)	14 (13)	64 (56)	
湖 沼	境川ダム貯水池（桂湖）	1	2 (1)			2 (1)
	有峰ダム貯水池（有峰湖）	1		2 (1)		2 (1)
	黒部ダム貯水池（黒部湖）	1	2 (1)			2 (1)
小 計	3	4 (2)	2 (1)		6 (3)	
海 域	富山新港	1	6 (3)			6 (3)
	富山湾	1	22 (22)			22 (22)
小 計	2	28 (25)			28 (25)	
合 計		32	72 (63)	12 (8)	14 (13)	98 (84)

注 () 内は環境基準点数です。

表2-56 地下水の水質測定地点数（24年度）

(1) 概況調査

市 町 村	地 点 数	測 定 機 関	市 町 村	地 点 数	測 定 機 関
富 山 市	19	富 山 市	南 砺 市	6	富 山 県
高 岡 市	8	富 山 県	射 水 市	7	富 山 県
魚 津 市	2	富 山 県	舟 橋 村	1	富 山 県
氷 見 市	2	富 山 県	上 市 町	1	富 山 県
滑 川 市	4	富 山 県	立 山 町	3	富 山 県
黒 部 市	6	富 山 県	入 善 町	5	富 山 県
砺 波 市	5	富 山 県	朝 日 町	2	富 山 県
小 矢 部 市	5	富 山 県	合 計	76	

(2) 継続監視調査

市 町 村	地 点 数	測 定 機 関	市 町 村	地 点 数	測 定 機 関
高 岡 市	5	富 山 県	南 砺 市	3	富 山 県
氷 見 市	5	富 山 県	射 水 市	3	富 山 県
砺 波 市	3	富 山 県			
小 矢 部 市	3	富 山 県	合 計	22	

表2-57 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（24年度）

水域名	調査地点	水域類型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	適否
							○
阿尾川	阿尾橋	A	7.4	9.4	10	0.9	○
余川	間島橋	A	7.5	8.9	8	0.9	○
上庄川	北の橋	B	7.4	9.1	8	1.1	○
仏生寺川	八幡橋	C	7.4	8.4	9	2.1	○
湊川	中の橋	C	7.5	8.0	11	1.7	○
小矢部川	河口	C	7.2	9.1	8	1.1	○
	城光寺橋	B	7.1	9.6	6	1.2	○
	国条橋	A	7.2	11	7	0.9	○
	太美橋	AA	7.6	11	4	1.0	○
千保川	地子木橋	C	7.3	10	5	0.8	○
祖父川	新祖父川橋	A	7.3	11	5	0.6	○
山田川	福野橋	A	7.9	11	5	1.3	○
	二ヶ淵えん堤	AA	7.6	10	2	0.7	○
庄川	大門大橋	A	7.4	10	4	0.5	○
	雄神橋	AA	7.4	11	4	0.5未満	○
和田川	末端	A	7.7	11	2	1.1	○
内川	山王橋	C	7.6	9.1	5	0.9	○
	西橋	C	7.5	9.6	4	1.4	○
下条川	稻積橋	A	7.3	9.2	7	1.0	○
新堀川	白石橋	B	7.4	9.0	6	1.3	○
神通川	萩浦橋	B	7.3	9.9	8	1.1	○
	神通大橋	A	7.4	11	8	1.9	○
	新国境橋	A	7.6	11	2	0.5未満	○
	新猪谷橋	A	7.7	11	2	0.5未満	○
いたち川	四ツ屋橋	B	7.3	11	3	0.6	○
松川	桜橋	A	7.3	10	4	0.6	○
井田川	高田橋	B	7.3	10	8	2.3	○
	落合橋	A	7.4	11	6	0.7	○
熊野川	八幡橋	A	7.2	10	5	1.1	○
富岩運河	萩浦小橋	D	7.3	9.7	5	0.8	○
岩瀬運河	岩瀬橋	D	7.3	8.5	8	1.0	○
常願寺川	今川橋	A	7.2	10	7	0.8	○
	常願寺橋	AA	7.2	11	4	0.6	○
白岩川	東西橋	A	7.3	10	4	0.7	○
	泉正橋	A	7.5	11	5	1.0	○
	流観橋	C	7.5	11	7	1.9	○
栃津川	寺田橋	A	7.6	11	8	1.2	○
	魚躬橋	A	7.5	10	5	0.9	○
中市川	落合橋	B	7.3	10	4	1.2	○
早月川	早月橋	AA	7.6	11	6	0.5	○
角川	角川橋	A	7.6	10	7	1.0	○
鴨川	港橋	B	7.6	11	5	1.0	○
片貝川	末端	A	7.7	10	10	0.8	○
	落合橋	AA	7.8	11	6	0.9	○
布施川	落合橋	A	7.7	10	5	1.1	○
黒瀬川	石田橋	A	7.5	10	8	1.3	○
高橋川	立野橋	B	7.5	10	5	1.7	○
吉田川	吉田橋	B	7.6	11	4	1.3	○
黒部川	下黒部橋	AA	7.2	11	3	0.5	○
入川	末端	A	7.8	11	6	1.1	○
小川	赤川橋	A	7.6	11	4	1.0	○
	上朝日橋	AA	7.6	11	2	0.7	○
舟川	舟川橋	A	7.6	11	3	0.8	○
木流川	末端	A	7.5	11	6	1.3	○
笹川	笹川橋	AA	7.8	11	1	0.8	○
境川	境橋	AA	7.6	11	2	0.7	○

注 1 測定値は、年平均値です。（ただし、BODの測定値は、75%水質値です。）
 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目（nはデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（○印）としています。
 3 「水域類型」のAA、A、B、C及びDは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型を示します。

表2-58 河川末端における水質（BOD）の年度別推移

(単位：mg / L)

水 域 名	水 域 類 型		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		基準値						
主要 5 河川	小 矢 部 川	D(C)	8(5)	2.2	1.7	1.5	1.1	1.1
	神 通 川	C(B)	5(3)	1.7	1.3	1.4	0.9	1.1
	庄 川	A	2	0.7	0.6	0.6	0.8	0.5
	常 願 寺 川	A	2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.8
	黒 部 川	AA	1	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
中 小 22 河 川 そ の 他 の 河 川	上 庄 川	B	3	1.4	1.3	1.2	0.7	1.1
	仏生寺川(湊川)	C	5	2.2	2.2	2.1	1.8	1.7
	内 川	C	5	0.9	0.9	2.1	2.1	1.4
	下 条 川	B(A)	3(2)	1.0	1.2	0.9	0.8	1.0
	中 川	B	3	1.0	1.0	1.0	1.2	1.2
	角 川	A	2	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0
	鴨 川	B	3	1.0	0.8	0.8	1.1	1.0
	黒 瀬 川	A	2	0.9	0.9	1.0	1.2	1.3
	高 橋 川	B	3	0.6	0.8	0.7	1.1	1.7
	木 流 川	B(A)	3(2)	1.2	0.8	0.8	1.1	1.3
	阿 尾 川	A	2	1.1	1.3	0.9	0.7	0.9
	余 川 川	A	2	1.6	1.3	0.8	0.6	0.9
	新 堀 川	B	3	1.2	1.3	1.2	1.0	1.3
	白 岩 川	B(A)	3(2)	1.0	1.2	1.1	0.9	0.7
	上 市 川	A	2	0.5未満	0.5未満	0.6	0.8	0.9
	早 月 川	AA	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5
	片貝川(布施川)	A	2	0.6	0.6	0.8	0.8	1.1
	吉 田 川	B	3	1.0	0.7	1.0	0.9	1.3
	入 川	A	2	0.7	0.6	0.6	0.9	1.1
	小 川	A	2	0.5未満	0.5	0.5	0.7	1.0
	笹 川	A (AA)	2(1)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.7	0.8
	境 川	A (AA)	2(1)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.7

注 小矢部川、神通川、下条川及び白岩川は22年度から、木流川、笹川及び境川は23年度から（ ）内の類型及び基準値が適用されています。

表2-59 湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（24年度）

水域名	調査地点	水域 類型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	COD (mg/L)	全りん (mg/L)		
							適否	適否	
桂湖	えん堤付近	A II	7.2	8.8	1	1.1	○	0.003未満	○
有峰湖	えん堤付近	A II	7.1	9.8	1	1.7	○	0.005	○
黒部湖	えん堤付近	A II	7.1	9.6	2	1.5	○	0.004	○

注1 測定値は、年平均値です。（ただし、CODの測定値は、75%水質値です。）

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（○印）としています。

3 「水域類型」のA及びIIは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「湖沼」の類型を示します。

表2-60 湖沼における水質（COD、全りん）の年度別推移

（単位：mg/L）

水域名	項目	水域類型		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			基準値					
桂湖	COD	A	3	1.0	1.4	1.5	1.3	1.1
	全りん	II	0.01	0.003	0.007	0.003	0.004	0.003未満
有峰湖	COD	A	3	1.7	1.8	2.2	1.9	1.7
	全りん	II	0.01	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005
黒部湖	COD	A	3	1.3	1.5	1.8	1.6	1.5
	全りん	II	0.01	0.003	0.004	0.005	0.004	0.004

注 測定値は、年平均値です。（ただし、CODの測定値は75%水質値です。）

表2-61 海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（24年度）

水 域 名		調 査 地 点	水域類型	pH	DO (mg / L)	COD (mg / L)	適否
富 山 湾	小 矢 部 川 河 口 海 域	小矢部川河口海域No.2	B	8.3	8.0	1.9	○
		小矢部川河口海域No.3	B	8.3	8.2	1.9	○
		小矢部川河口海域No.5	A	8.3	8.1	1.4	○
		小矢部川河口海域No.6	A	8.2	8.2	1.3	○
	神 通 川 河 口 海 域	神通川河口海域No.1	B	8.3	8.2	1.3	○
		神通川河口海域No.2	B	8.3	8.6	1.5	○
		神通川河口海域No.3	B	8.3	8.7	1.4	○
		神通川河口海域No.4	A	8.3	8.5	1.3	○
		神通川河口海域No.5	A	8.3	8.7	1.5	○
		神通川河口海域No.6	A	8.3	8.6	1.5	○
	そ の 他 富 山 湾 海 域	小矢部川河口海域No.7	A	8.3	8.3	1.5	○
		神通川河口海域No.7	A	8.3	8.5	1.4	○
		その他地先海域No.1	A	8.2	8.2	1.4	○
		その他地先海域No.2	A	8.3	8.4	1.5	○
		その他地先海域No.3	A	8.3	8.3	1.6	○
		その他地先海域No.4	A	8.2	8.4	1.6	○
		その他地先海域No.5	A	8.3	8.6	1.6	○
		その他地先海域No.6	A	8.3	8.7	1.7	○
		その他地先海域No.7	A	8.3	8.8	1.9	○
その他地先海域No.8		A	8.3	8.6	2.0	○	
その他地先海域No.9	A	8.3	8.7	1.3	○		
その他地先海域No.10	A	8.3	8.5	1.4	○		
富 山 新 港 海 域	富山新港No.1	B	8.2	8.1	1.8	○	
第一貯木場	姫野橋	C	7.9	7.8	3.0	○	
中野整理場	中央	C	8.2	9.3	4.0	○	

注 1 測定値は、年平均値です。（ただし、CODの測定値は、75%水質値です。）

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適（○印）としています。

3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「海域」の類型を示します。

表2-62 海域における水質（COD）の年度別推移

(単位：mg / L)

水 域	水 域 類 型		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		基準値						
富山湾沿岸海域 (下記を除く富山湾全域)		A	2	2.0	1.7	1.8	1.7	1.6
小矢部川	河口から1,200mの範囲内	B	3	2.4	1.8	1.9	1.9	1.9
河口海域	河口から2,200mの範囲内(上記を除く)	A	2	2.1	1.7	1.7	1.8	1.4
神通川	河口から1,800mの範囲内	B	3	2.2	1.6	1.8	2.0	1.4
河口海域	河口から2,400mの範囲内(上記を除く)	A	2	2.1	1.7	1.8	1.9	1.4
富山新港	第1貯木場及び中野整理場	C	8	3.8	3.2	3.6	3.8	3.5
海 域	富山新港港内(上記を除く)	B	3	2.3	2.3	2.2	2.4	1.8

注 各調査地点の75%水質値を各水域毎に平均した値です。

表2-63 地下水の概況調査結果（24年度）

（単位：mg / L）

調査項目	調査地点数	検出地点	測定結果	環境基準超過地点数	環境基準値	定量下限値
カドミウム	76	0	ND	0	0.003	0.0003
全シアン	76	0	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	76	0	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	76	0	ND	0	0.05	0.02
ヒ素	76	2	ND~0.013	1	0.01	0.005
総水銀	76	0	ND	0	0.0005	0.0005
アルキル水銀	0	—	—	—	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	76	0	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	76	0	ND	0	0.002	0.0002
塩化ビニルモノマー	76	0	ND	0	0.002	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	76	0	ND	0	0.004	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.1	0.01
1, 2-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.04	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	76	0	ND	0	1	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	76	0	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	76	0	ND	0	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	76	0	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	76	0	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	76	0	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	76	0	ND	0	0.01	0.001
セレン	76	0	ND	0	0.01	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	67	ND~5.1	0	10	0.1
ふっ素	76	30	ND~0.26	0	0.8	0.08
ほう素	76	1	ND~0.3	0	1	0.1
1, 4-ジオキサン	76	0	ND	0	0.05	0.005

注 NDとは定量下限値未満です。

表2-64 地下水の継続監視調査結果（24年度）

（単位：mg / L）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果 (mg / L)	環境基準 超過地点数	環境 基準値	定量 下限値
ひ素	氷見市窪	2	0	ND	0	0.01	0.005
トリクロロエチレン	高岡市内免	2	0	ND	0	0.03	0.002
	小矢部市埴生	3	1	ND~0.014	0		
テトラクロロエチレン	高岡市戸出	3	2	ND~0.0028	0	0.01	0.0005
	砺波市安川	3	2	ND~0.0023	0		
	小矢部市埴生	3	1	ND~0.021	1		
	南砺市本町	3	1	ND~0.020	1		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	氷見市諏訪野	3	3	2.7~20	2	10	0.1
	射水市黒河	2	1	ND~3.1	0		
	射水市大江	1	1	2.2	0		

- 注1 NDとは定量下限値未満です。
 2 測定結果は調査地点毎の年平均値です。

表2-65 地下水の継続監視調査結果の推移

(単位：mg / L)

調査項目	調査地域	調査地点数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ひ素 [0.01]	氷見市窪	2	—	—	ND	ND	ND
	小矢部市殖生	2	ND ~0.016	—	—	—	—
	小矢部市五郎丸	2	ND ~0.008	ND ~0.008	ND ~0.007	—	—
	南砺市三清西	2	—	ND ~0.021	—	—	—
	南砺市館	2	—	—	ND ~0.010	—	—
	射水市堀江千石	2	ND ~0.019	—	—	—	—
	射水市小杉白石	2	ND ~0.006	—	—	—	—
	射水市黒河	2	ND ~0.032	—	—	—	—
	射水市三ヶ	2	—	ND ~0.007	—	—	—
	射水市加茂	2	ND ~0.018	—	—	—	—
	射水市戸破	2	ND	ND	ND	—	—
トリクロロエチレン [0.03]	高岡市内免	2	—	—	ND ~0.002	ND ~0.002	ND
	小矢部市殖生	3	ND ~0.023	ND ~0.021	ND ~0.021	ND ~0.014	ND ~0.014
テトラクロロエチレン [0.01]	高岡市戸出	3	ND ~0.0048	ND ~0.0029	ND ~0.0024	ND ~0.0030	ND ~0.0028
	砺波市安川	3	ND ~0.0030	ND ~0.0029	ND ~0.0025	ND ~0.0027	ND ~0.0023
	小矢部市殖生	3	0.0014~ 0.029	0.0032~ 0.019	ND ~0.021	ND ~0.012	ND ~0.021
	南砺市本町	3	ND ~0.020	ND ~0.025	ND ~0.018	ND ~0.024	ND ~0.020
ほう素[1]	高岡市長慶寺	2	0.2~0.3	0.2~0.2	0.2~0.2	—	—
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素 [10]	氷見市諏訪野	3	—	—	3.1~22	3.4~18	2.7~20
	射水市黒河	2	ND ~4.3	ND ~4.7	ND ~5.8	ND ~5.2	ND ~3.1
	射水市大江	2	ND ~17	ND ~5.6	ND ~2.4	ND ~2.4	2.2

注1 調査項目の [] 内は、環境基準値を示しています。

2 NDとは、定量下限値（砒素：0.005mg/L、トリクロロエチレン：0.002mg/L、テトラクロロエチレン：0.0005mg/L、ほう素：0.1mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：0.1mg/L）未満です。

3 測定結果は調査地点毎の年平均値です。